

## 翻訳版刊行物の手続きに関する申し合わせ

本会刊行物（委託刊行物を含む）は、中国、韓国、台湾をはじめとする海外の出版社等から依頼があったものについて、その翻訳版が刊行されている。

当初は刊行依頼が少なかったことから、当該の編著委員会に許可を取ったうえでそれらの刊行を承認してきたが、2000年以降は翻訳版の刊行依頼が徐々に増加する傾向にある。

については、今後は海外出版社等からの依頼に伴う翻訳版の刊行に関しても委託出版物の一種と位置づけ、以下の刊行手続きを行うことを申し合わせる。

- ①翻訳版の刊行依頼があった場合、当該編著委員会はその諾否を決定する。
- ②当該編著委員会は、翻訳版の刊行計画書（既刊本であるため刊行企画書は省略）を上位の委員会に諮る。
- ③当該編著委員会は、上位委員会の議を経た刊行計画書を刊行委員会に提出
- ④刊行委員会の承認を得たものについて翻訳版の刊行を許可

### ◎手続きの流れ

